

つがる市工事及び業務委託契約等最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する工事及び業務委託契約等に係る指名競争入札（以下「競争入札」という。）における最低制限価格制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「最低制限価格制度」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、競争入札に当たって最低制限価格（予定価格の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準として設定する価格をいう。以下同じ。）を設定し、落札者を決定する制度をいう。

2 この告示において「工事」とは、建設工事の請負契約をいう。

3 この告示において「業務委託契約等」とは、次の各号に掲げる契約をいう。

- (1) 測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務に係る請負契約
 - (2) 警備及び清掃業務に係る請負契約（機械警備業務を除く。）
 - (3) 製造の請負契約
 - (4) 前3号以外の請負契約
- (対象となる競争入札)

第3条 最低制限価格制度の実施の対象は、つがる市財務規則（平成17年つがる市規則第48号）第140条に規定する随意契約のできる場合の限度額を超え、市が発注する工事及び業務委託契約等に係る指名競争入札に付するものとする。

(最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、第2条第2項及び第3項各号に掲げる契約ごとに、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 第2条第2項の契約 100分の80
- (2) 第2条第3項第1号の契約 100分の75
- (3) 第2条第3項第2号の契約 100分の85
- (4) 第2条第3項第3号の契約 100分の70

(5) 第2条第3項第4号の契約 100分の65

2 前項各号の規定にかかわらず、特に必要と認められる場合の最低制限価格算定の割合は、100分の60から100分の92までの範囲内で適宜の割合とする。

3 前2項の規定にかかわらず、最低制限価格の設定が不適切と認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

(最低制限価格の周知)

第5条 最低制限価格を設定したときは、当該競争入札に参加しようとする者に対し、当該競争入札に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(入札執行回数)

第6条 指名競争入札の執行回数は、入札前に予定価格を公表する競争入札については、原則として1回を限度とする。

2 予定価格を入札後に公表する競争入札については、1回目の入札において落札者がいない場合に限り、2回まで行うものとする。

(落札者の決定)

第7条 最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込みをした者を失格とし、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格の申込みをしたものを落札者とする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。